

指定行動援護事業所におけるサービス提供責任者及びヘルパーの資格要件に係る経過措置について

①サービス提供責任者資格要件

強度行動障害支援者養成研修(行動援護従業者養成研修)修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成33年3月31日までの間、下記の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

研 修		実務経験年数
行動援護従業者養成研修	+	
又は		知的又は精神障害に 関する実務経験 3年
強度行動障害支援者養成 + 強度行動障害支援者 養成研修(実践研修)		

◎経過措置(平成33年3月31日まで)

資 格		実務経験年数
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員実務者研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ・居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であつて、 3年以上介護等の業務に従事した者 	+	軽減措置(平成33年3月31日まで) 知的又は精神障害に 関する実務経験 5年

②ヘルパー資格要件

強度行動障害支援者養成研修(行動援護従業者養成研修)修了者であつて、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成33年3月31日までの間、下記の要件を満たす者にあつては、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

研 修		実務経験年数
行動援護従業者養成研修	+	
又は		知的又は精神障害に 関する実務経験 1年
強度行動障害支援者養成 + 強度行動障害支援者 養成研修(実践研修)		

◎経過措置(平成33年3月31日まで)

資 格		実務経験年数
<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・介護職員実務者研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修修了者 	+	軽減措置(平成33年3月31日まで) 知的又は精神障害に 関する実務経験 2年

※詳しくは厚生労働省通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」をご確認ください。